

2019年度

「学術手話通訳に対応した専門支援者の養成」事業

報 告 書

目次

1. ご挨拶.....	5
2. 事業概要.....	7
事業概要.....	8
ろう重複（盲ろう）支援に関する専門支援者養成（新規事業）について.....	10
講義カリキュラム.....	12
3. 実績等.....	23
2019年度 講座・成果物等一覧.....	24
第14回全国手話検定試験 群馬大学合格者数.....	25
4. 学術手話通訳に対応した通訳者養成研修会.....	27
講義日程・担当講師紹介.....	28
アンケート結果.....	29
チラシ.....	30
5. 群馬大学公開講座「ろう者が拓く、ろう重複者支援」.....	33
「ろう重複障害者とのコミュニケーション形成で大切なこと ～心理臨床の視点から～」.....	34
甲斐 更紗（群馬大学 教育学部 助教）	
「発達理論からみるろう重複の様相」.....	38
中野 聡子（群馬大学 教育学部 准教授）	
「様々な障害をもつろう者へのコミュニケーション支援 ～ろう通訳の現場から考えられること～」.....	50
川上 恵氏（米国認定ろう通訳士）	
「ろう重複障害者との出会いから学んだこと～相談員活動を通して～」.....	55
岩田 恵子氏（元特別養護老人ホームななふく苑施設長）	
アンケート結果.....	56
チラシ.....	58
6. 「学術手話通訳に対応した専門支援者の養成」事業シンポジウム.....	61
式次第等.....	62

アンケート結果.....	63
チラシ.....	69
7. 成果発表.....	71
AHEAD-JAPAN（全国高等教育障害学生支援協議会）	
第5回大会ポスター発表.....	72
日本社会福祉学会 第67回秋季大会ポスター発表.....	73
日本特殊教育学会 第57回大会ポスター発表.....	74
平成31年度 日本教育大学協会研究集会ポスター発表.....	76
第15回 日本聴覚障害学生高等教育支援シンポジウム（PEPNet-Japan）	
ポスター発表.....	77
「群馬大学教育実践研究」第36号 掲載論文.....	78
「群馬大学教育学部紀要 人文・社会科学編」第69巻 掲載論文.....	88
杉並区聴覚障害者協会・杉並区難聴者・中途失聴者の会・	
杉並区手話通訳者協会合同研修会発表.....	98
群馬県手話通訳問題研究会 学習会発表.....	102
神奈川県聴覚障害者協会研修発表.....	109
第19回日本手話教育研究大会・第45回日本手話学会 合同大会発表.....	116
第23回全国聴覚言語障害者福祉研究交流集会発表.....	118
8. メディア掲載・その他.....	121
新聞掲載.....	122
その他.....	124

1. ご挨拶

現在、障害のある方々の大学進学が進む中で、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が平成 28 年 4 月に施行されたことにより、そうした学生のニーズに応じた支援が法的に義務付けられ、支援体制の整備が全国的に急ピッチで進められています。特に聴覚障害のある学生の場合、大学の活動の核となる「授業」の音声情報そのものへのアクセスが困難な障害であるために、情報アクセシビリティの確保は大きな課題となっています。そしてその具体的な支援方法（情報保障）に関しては、パソコン等による文字通訳がようやく近年になり普及してきている状況です。しかしながら、聴覚障害学生の中でも、ろう学校等で手話を身につけたろう学生には、躍動感あふれる自然言語である手話による通訳を希望する者も少なくありません。にもかかわらず、手話通訳による支援体制は、学生を手話通訳者として養成することが困難であることや、地域の手話通訳者が必ずしも学術的な内容の手話通訳に長けているわけではないことなどから、残念ながらまだまだ普及が進んでいないのが現状です。

そのような状況にありながらも、国立大学法人群馬大学では、聴覚障害学生の手話通訳ニーズに対応した支援を実施すべく、全国に先駆けて手話通訳による情報保障の体制整備を進めてまいりました。平成 16 年度に教育学部で聴覚障害学生への情報保障のために手話通訳者を全国で初めて職員採用したことに始まり、平成 17 年度には手話通訳技術のある職員採用を含む、障害学生支援に関する学内規定を全学的に整備し、そして現在、障害学生サポートルームには聴覚障害当事者である職員も常駐し、学内の有資格者に加え、群馬県内で活躍する手話通訳者の方々のご協力をいただきながら、手話通訳ニーズのある聴覚障害への情報保障に積極的に取り組んで、今日に至っております。

一方、群馬県は平成 27 年 3 月に全国の都道府県で 3 番目に手話言語条例を制定し、かつ、同年 12 月に前橋市でも同条例が制定されたことで、全国で初めて県と市の双方で同条例を制定した県となりました。さらには令和元年 9 月現在 16ヶ所の市町村で同条例が制定され、全国屈指の手話言語条例制定県となっております。県条例においては聴覚障害児を対象とする学校における乳幼児期からの手話環境の整備等が記され、市町村条例においても学校における手話による支援が記されている自治体もあります。そうした自治体の動きに対して、教員養成を行う機関である本学とし、広く学生に手話についての知識と技術を教授していくとともに、特に特別支援学校教員を目指す学生には教育現場で活用できる確かな手話の技術の習得が求められているところです。

以上のことを背景とし、2017 年度から群馬大学では日本財団から助成を受け、群馬県との共同事業として本事業に着手いたしました。本事業では、主として以下の 4 点について実施することで、自治体が制定した手話言語条例への学術機関としての貢献として、手話通訳者の養成、技術の質の向上を図るとともに、高等教育機関における聴覚障害学生の手話通訳ニーズへの対応の充実を目指してまいりました。すなわち、①手話習得（学部 1 年生）、②手話通訳技術の習得（2 年生～3 年生）、③本講座修了生が「手話サポーター」として聴覚障害学生への支援者として活動（4 年生）、④地域の手話通訳者向けの学術手話通訳養成研修です。そしてさらに今年度からは、新規事業として、ろう重複障害者の支援者養成にも着手いたしました（厚労省が定める盲ろう者通訳・介助員養成カリキュラムの内容を含む）。これにより、手話通訳技術を 3 年間で習得した学生が、さらに 4 年目には、知的障害等の重複障害を併せ有する聴覚障害児者への支援技術を身につけることができるよう、進めてまいります。

さらに今年度はスタッフを補強し、手話指導・手話通訳養成の実践とそのためのテキスト・カリキュラムの開発を行うチームと、ろう重複者支援の実践と研究開発を行うチームとに分かれて事業を進めてまいりました。その一年間の事業の成果をまとめたものが、本報告書になります。

来年度以降も、本事業を進めてまいります。引き続き、皆様方からのご指導、ご鞭撻、そしてご支援のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

群馬大学教育学部教授
本プロジェクトリーダー
金澤 貴之

2. 事業概要

事業概要

1. 事業目的

今日「手話言語条例」が全国各地で制定されており、聴覚障害者が「手話で学ぶ」環境が一層促進され、さまざまな専門職への社会進出が求められています。そのため大学等の学術分野に対応した手話通訳ができる人材養成の課題は、全国的に求められる、聴覚障害者支援の課題と考えられます。

そこで本事業では、2017年度から2018年度まで、学術レベルの手話通訳者養成の具体的施策として、これまでの本学の聴覚障害学生支援の基盤を活かしつつ、1) 大学における聴覚障害学生支援の手段として手話通訳が当事者のニーズベースで活用されるべく、学生を手話通訳者として養成するシステムを全国的に浸透させること、2) 全国の地域で行われている手話通訳養成事業そのものについて、他の様々な福祉資格と同様に、大学での養成を可能とすることを目的としてきました。加えて2019年度からは、ろう重複障害者（盲ろう者を含む）の支援者を養成する事業にも着手しました。これは、ろう重複障害者の支援者養成を特別支援学校教員養成の中で行うことで、いわゆる「盲ろう者向け通訳・介助員」の人材育成を包含しつつも、学校教育の段階からの支援ができる人材を育てていくことにも視野を広げているものです。

また、本事業は、群馬県との共同事業として実施し、手話言語条例を制定している自治体と研究機関が連携していく全国的なモデルとなることを目指すとともに、大学で養成した手話通訳技能を有する者が地域で学術手話通訳者として活躍する、地域連携モデルとして広く全国に示すことも目指しています。

2. 事業内容

本事業では、主として以下の5点について実施することで、自治体が制定した手話言語条例への学術機関としての貢献として、手話通訳者の養成、技術の質の向上を図るとともに、高等教育機関における聴覚障害学生の手話通訳ニーズへの対応の充実を目指している。

- 1) 学生に対する学術手話通訳のための授業の開催
- 2) 学生に対するろう重複者（盲ろう者含む）支援のための授業の開催
- 3) 地域通訳者に対する学術手話通訳の研修
- 4) 学術手話通訳養成カリキュラムの開発
- 5) 情報発信

具体的には以下の8点について実施した。

- 1) 教養科目（1年生）
 - ① 総合科目：「手話とろう文化」（前期）、「手話と情報アクセシビリティ」（後期）
 - ② 人文科学科目：「言語としての日本手話」「言語としての日本手話実践」経験者クラス、未経験者クラスのそれぞれについて、前期、後期各週2コマ
- 2) 教育学部共通科目（2年生）
 - ・ 総合探求科目（実践的指導力）：「日本手話と日本語の違いを学ぶⅠ」（手話通訳養成講座基本コース相当）、「日本手話と日本語の違いを学ぶⅡ」（手話通訳養成講座応用コース相当）、「日本手話と日本語の違いを学ぶⅢ」（手話通訳養成講座実践コース相当）

- 3) 教育学部専門科目 (障害児教育専攻) (3年生、4年生)
 - ・ 「聴覚障害教育演習C」(手話通訳養成講座修了者向けの学術手話通訳研修)
- 4) 特別支援教育特別専攻科専門科目
 - ・ 「聾重複障害児の教育概論 I, II」、「聾重複障害児の教育特講 I, II」(I, II合わせて、盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム相当)、「重複障害児の心理概論」、「障害者支援概論」、「知的障害児の教科指導概論」「聾重複障害児の教育概論」「聾重複障害児の教育特講」
- 5) 授業以外の学びの場として：学内で開催される手話サロン・手話ランチの活用。他機関が行う聴覚障害児・者及びろう重複児・者向けの行事等にボランティアとして参加を促す。
- 6) 地域通訳者向け研修…「聴覚障害教育演習C」を地域の手話通訳者向けの研修として開放(群馬県を通じて募集)。
- 7) 日本手話指導のための教科書(「やってみよう日本手話①」「やってみよう日本手話②」試作版 ver.2)の作成及びそのための日本手話の文法の体系化、学術手話通訳養成カリキュラムの開発
- 8) 情報発信
 - 1) 公開講座「学術手話通訳に対応した通訳者の養成研修会」、「手話で学ぶ公開講座 ろう者が拓く、ろう重複者支援」
 - 2) シンポジウムを年一回開催
 - 3) 日本手話の「教科書」の試作版 ver.2 の配布(シンポジウム内にて発表・配布)
 - 4) ホームページ・SNS で情報発信

3. 事業目標

- ・ 学生の養成については、1) 日常会話レベルの手話技能習得者を年間 200 名以上養成、2) 発表等を自ら手話で行える技能習得者を年間 50 名以上養成、3) 学術的な手話通訳が可能な者を年間 20 名以上養成する。うち、3) は 4 年間のカリキュラム終了時の達成目標であるため、2020 年度から評価する。4) ろう重複者支援技能習得者年間 15 名程度育成
- ・ 手話習得や手話通訳に関するテキスト・教材・カリキュラムを作成する。
- ・ 大学で手話通訳の養成ができる制度的枠組みの実現に向けた交渉・意見交換を行う。
- ・ 地域手話通訳者について、学術通訳可能な技能の習得者を年間 20 名養成する。

ろう重複（盲ろう）支援に関する専門支援者養成（新規事業）について

1. 開講講義

重複障害児に関連した下記の講義を実施した。

講義名：聾重複障害児の教育概論Ⅰ/特講Ⅰ，聾重複障害児の教育概論Ⅱ/特講Ⅱ

講師：前田 晃秀（客員准教授）

対象者：教育学部 特別支援教育特別専攻科生

受講者数：（聾重複障害児の教育概論Ⅰ/特講Ⅰ）：7名、（聾重複障害児の教育概論Ⅱ/特講Ⅱ）3名

※上記の講義は厚生労働省 盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラムに対応している。

※以下の条件をすべて満たした場合、群馬県及び前橋市の「盲ろう者向け通訳・介助員」として、登録できるものとする。

- 1) 群馬大学教育学部において、盲ろうに関する講義及び実習に該当する科目の単位(通年該当分)を取得する。
- 2) 単位を取得した翌年度までの間に、「群馬盲ろう者つるの会」が主催する3分野の企画(会議・作業・イベント)について、それぞれ1回以上参加する
- 3) 盲ろう者向け通訳・介助員として登録する際に、「群馬盲ろう者つるの会」に入会する(年間4,000円、半期2,000円)

2. なかま*企画の実施

「なかま企画」とは、「なかまの集い」などとも呼ばれる。イベントなどで家族がなかまをみていられない時に、なかまが家族と離れても安心して過ごせるための企画。

今年度から「群馬県ろう重複児・者をもつ親の会とまとの会」の協力の下、群馬大学の学生との交流を重ねた。

※なかま…知的障害などを有するろう者（聴覚障害者）のことを「ろう重複（障害）者」、または「なかま」という。ろう重複障害者支援を専門とする施設や事業所の関係者は、「利用者」ではなく「なかま」と呼ぶことが多い。

1) 6月2日（日） とまとの会・群馬大学交流会

場所：群馬大学荒牧キャンパス

人数：（なかま）5名、（学生）11名

2) 8月3-4日（土-日） 第31回ろう教育を考える全国討論集会 in ぐんま

場所：高崎市文化会館・高崎市中央公民館

人数（3日）：（なかま）5名、（学生）8名

人数 (4日) : (なかま) 5名、(学生) 5名

3) 11月9日(土) 群馬県ろう重複児・者をもつ親の会とまとの会創立20周年記念大会

場所: 群馬県社会福祉総合センター

人数: (なかま) 8名、(学生) 12名

4) 2月15日(土) 群馬大学公開講座「手話で学ぶ公開講座」

場所: 群馬大学荒牧キャンパス

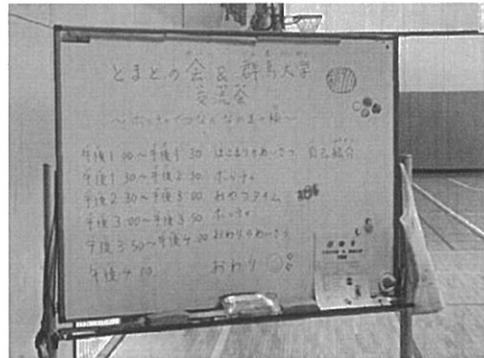
人数: (なかま) 3名、(学生) 17名

・2月16日(日) 群馬大学日本財団助成事業シンポジウム

場所: 高崎市総合保健センター

人数: (なかま) 1名、(学生) 3名

※ボランティアスタッフ(学生)による個別対応。



本事業に関する講義のカリキュラム (2019年度)

		教養 (総合科目)	教養 (人文科学科目)				学部 (共通)	学部 (専門)
1 年次	前期	手話とろう文化	言語としての 日本手話AⅠ (経験者クラス)	言語としての 日本手話実践 AⅠ (経験者 クラス)	言語としての 日本手話BⅠ (未経験者ク ラス)	言語としての 日本手話実践 BⅠ (未経験 者クラス)		
	後期	手話と情報ア クセシビリ ティ	言語としての 日本手話AⅡ (経験者クラス)	言語としての 日本手話実践 AⅡ (経験者 クラス)	言語としての 日本手話BⅡ (未経験者ク ラス)	言語としての 日本手話実践 BⅡ (未経験 者クラス)		
2 年次	前期						日本手話と日 本語の違いを 学ぶⅠ(手話 通訳養成基本 コース相当)	
	後期						日本手話と日 本語の違いを 学ぶⅡ(手話 通訳養成応用 コース相当)	
3 年次	前期						日本手話と日 本語の違いを 学ぶⅢ(手話 通訳養成実践 コース相当)	
	後期							聴覚障害教育 演習C*(学 術手話通訳)
専 攻 科 生		盲ろう者通訳・介助員養成		ろう重複児者支援者養成		関連講義		
	前期	聾重複障害児の教育概論Ⅰ 聾重複障害児の教育特講Ⅰ				重複障害児の心理概論		
	後期	聾重複障害児の教育概論Ⅱ 聾重複障害児の教育特講Ⅱ		聾重複障害児の教育概論 聾重複障害児の教育特講		障害者支援概論 知的障害児の教科指導概論		

*「聴覚障害教育演習C」は学術手話通訳研修講座として、地域の手話通訳者に公開

○受講者数（履修登録者数）

- ・ 手話とろう文化：106名
- ・ 手話と情報アクセシビリティ：36名

- ・ 言語としての日本手話AⅠ：19名
- ・ 言語としての日本手話BⅠ：10名
- ・ 言語としての日本手話実践AⅠ：19名
- ・ 言語としての日本手話実践BⅠ：11名
- ・ 言語としての日本手話AⅡ：16名
- ・ 言語としての日本手話BⅡ：5名
- ・ 言語としての日本手話実践AⅡ：16名
- ・ 言語としての日本手話実践BⅡ：5名

- ・ 日本手話と日本語の違いを学ぶⅠ：19名
- ・ 日本手話と日本語の違いを学ぶⅡ：19名
- ・ 日本手話と日本語の違いを学ぶⅢ：16名

- ・ 聴覚障害教育演習C：1名

- ・ 聾重複障害児の教育概論Ⅰ：5名
- ・ 聾重複障害児の教育特講Ⅰ：2名
- ・ 聾重複障害児の教育概論Ⅱ：1名
- ・ 聾重複障害児の教育特講Ⅱ：2名
- ・ 障害者支援概論：8名
- ・ 重複障害児の心理概論：9名
- ・ 知的障害児の教科指導概論：7名
- ・ 聾重複障害児の教育概論：2名
- ・ 聾重複障害児の教育特講：1名

※授業構成の詳しい紹介はこのあとのページ（『2019年度版 日本財団助成「学術手話通訳に対応した通訳者の養成」事業パンフレット』6-9pより引用）に記載します。

「手話通訳者」になるまでのフローチャート

手話奉仕員 養成講座

意思疎通支援事業の一つであり、市町村の必須事業でもある。
手話のできる者（手話奉仕員）を養成する事業であり、住民が手話を本格的に学ぶための講座。
厚生労働省認可のカリキュラムに則って実施される。
入門課程と基礎課程があり、これらを修了することで、都道府県等が実施している手話通訳者養成講座を受けることができる。

- 入門課程（1年）
 - 基礎課程（1年）
- 【市町村必須事業】

手話通訳者 養成講座

意思疎通支援事業の一つであり、県及び政令指定都市、中核市の必須事業。
「手話通訳」の技術を有する「手話通訳者」を養成する事業である。受講条件が、手話奉仕員養成講座を修了した者、ろう者との手話での会話が可能な者としている。
厚生労働省認可のカリキュラムがあり、基本課程、応用課程、実践課程すべての課程を修了した者が、手話通訳者となるための試験を受けることができる。

- 基本課程（1年）
 - 応用課程（1年）
 - 実践課程（1年）
- 【都道府県、政令指定都市、中核市の必須事業】

手話通訳者全国統一試験受験資格

手話通訳者 試験

手話通訳者になるための試験について、群馬県では下記のとおり実施している。

- **手話通訳者全国統一試験**
社会福祉法人全国手話研修センター主催の全国共通の試験。毎年12月に実施。
群馬県内で受験する場合、群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザにて実施。
- **群馬県手話通訳者認定試験**
群馬県聴覚障害者コミュニケーションプラザで実施している試験。
手話通訳者全国統一試験に合格した者が受験する。

全国手話通訳者統一試験が一次試とすると、この試験は二次試験に相当する。
統一試験および認定試験両方を合格した場合、群馬県知事の認定を受けて「手話通訳者」として活動することができる。

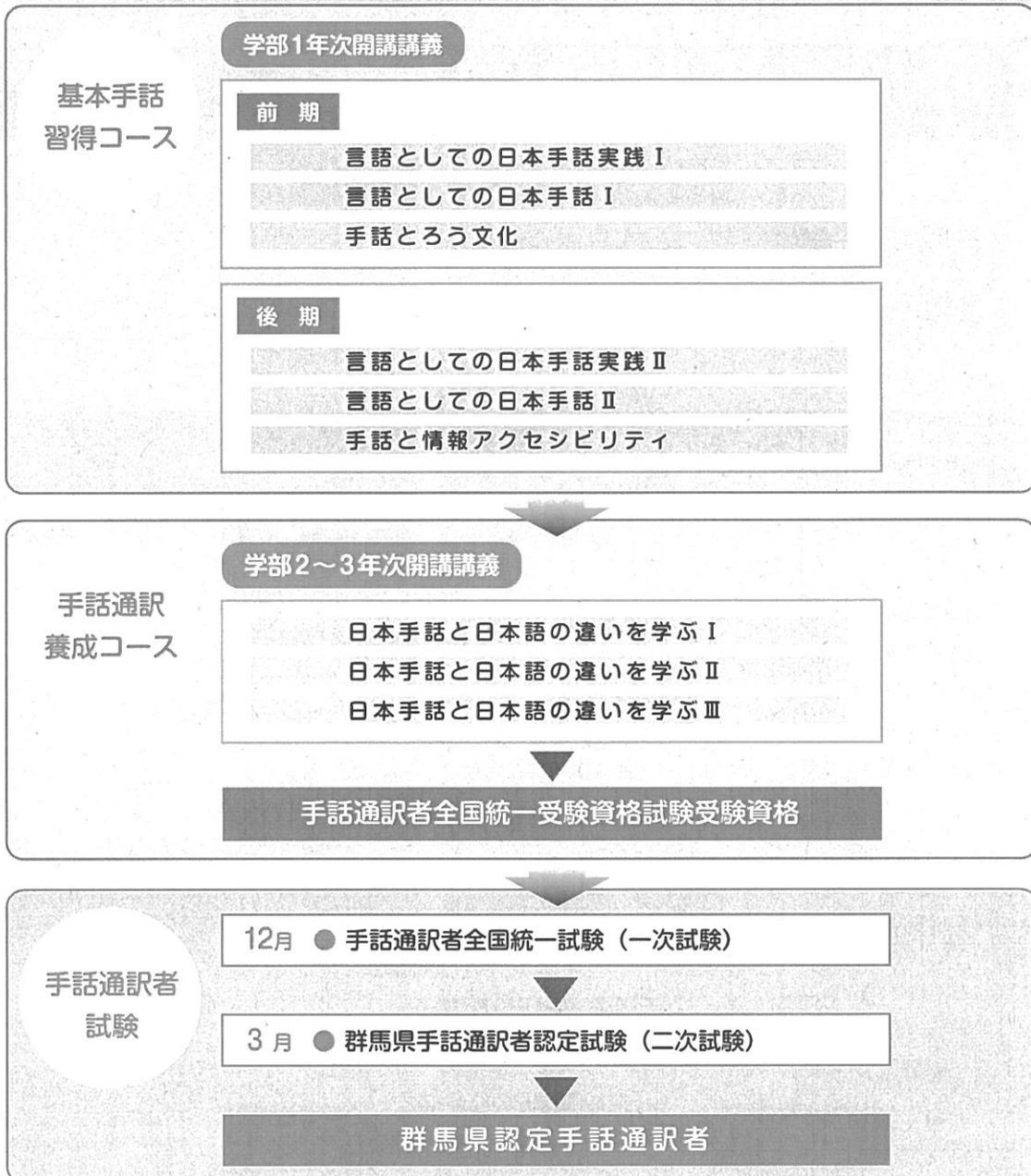
※手話を学び始めてから手話通訳者養成カリキュラム修了まで、最短で5年。
しかし、手話通訳者試験に合格できる者は、極めて少ない。

12月 ● 手話通訳者全国統一試験（一次試験）

3月 ● 群馬県手話通訳者認定試験（二次試験）

群馬県認定手話通訳者

■群馬大学における手話サポーター養成カリキュラム



〈参考〉

※手話通訳士とは？

- ・厚生労働大臣認定の資格であり、毎年9～10月に「手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）」が実施される。
（実施法人：社会福祉法人聴力障害者情報文化センター）
- ・試験合格後、手話通訳士登録を済ませた者は、「手話通訳士」を名乗って、手話通訳活動を行うことができる。
- ・手話通訳士のみ、政見放送の手話通訳をすることが可能である。
- ・群馬県では、手話通訳士資格登録後に、「群馬県手話通訳者認定試験」を受験・合格した者が群馬県認定手話通訳者として活動することができる。

群馬大学における専門支援者の養成カリキュラム

学術手話通訳者

開講講義	
群馬大学・学生 地域手話通訳者	聴覚障害教育演習C ※地域手話通訳者にも公開

ろう重複（盲ろう）支援者

発達の視点を踏まえた支援スキルの習得を図る

開講講義	
上級コース (教育学部生※向け)	学部4年次 聴覚障害教育演習D 聴覚障害教育演習E
	専攻科専修 免許コース コミュニケーション支援特講A・B

※3年間の手話通訳養成コースを終えた学生が対象（2020年度から開講予定）

開講講義	
基本コース (教育学部 特別支援 教育特別専攻科生※向け)	<ul style="list-style-type: none"> ・手話初級相当の講義 ・重複障害児に関連した講義 <ul style="list-style-type: none"> 重複障害児の心理概論 知的障害児の教科指導概論 聾重複障害児の教育概論Ⅰ・Ⅱ (厚生労働省 盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラムに対応) 障害者支援概論

※専攻科…教員免許保持者を対象とした特別支援学校免許取得を目的とする1年制のコース（2019年度より実施）

ろう重複障害者支援者養成プログラム (特別支援教育特別専攻科向け)

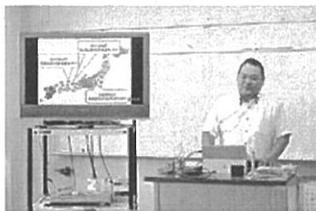
今年度から実施!

聾重複障害児の教育概論Ⅰ・Ⅱ

担当: 前田 晃秀 (客員准教授)

厚生労働省盲ろう者向け通訳・
介助員養成カリキュラムに対応

盲ろう児・者支援に必要な知識・技能を学びます



触手話・指点字・プリスタ(点字を打つ機械)などを用いて通訳の練習をします。また、移動介助の方法についても学びます。盲ろうの当事者にご協力いただき、通訳・介助の実習もします。



※盲ろう者とは・・・視覚と聴覚の両方に障害のある者。
失明・失聴の時期がいつなのか、
残存している視力・聴力がどのくらいなのか、等によってコミュニケーション方法が異なる。



重複障害児の発達の
観点からの講義

重複障害児の心理概論 (盲ろう児の心理を含む)

担当: 中村 保和 (障害児教育講座准教授)

知的障害児の教科指導概論 (ろう重複児の指導を含む)

担当: 木村 素子 (障害児教育講座准教授)

障害者支援概論

担当: 金澤 貴之 (障害児教育講座教授)

1年生の講義

受講生約20名×2クラス

前半

言語としての日本手話
(理論指導)



後半



隣接する教室を移動

言語としての日本手話実践
(実技指導)



受講生約100名

講義

手話とろう文化



ろう文化*や聴覚障害のある人の情報アクセシビリティに関する講義

手話と情報アクセシビリティ



実技



日本手話での簡単なあいさつやコミュニケーションの実技



*手話を第一言語とするろう者が持つ文化

2年生の講義

受講生約20名

講義名「日本手話と日本語の違いを学ぶⅠ」（手話通訳者養成基本コース相当）

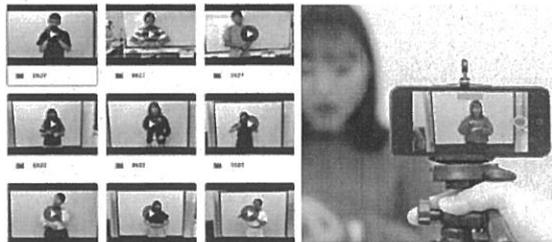
前の週の課題の確認
をしながら、通訳技
術を学んでいます。



2人ペアになって手話の動画を撮
影し合って、気づいたことをコメ
ント。
「“顔き”のタイミングが上手！」等、
相手の良いところを見つけます。

	月	火	水	木	金	土日
第1週				講義日	課題提出①	課題の練習
第2週	課題提出②		課題提出③	講義日		

課題の多くは音声を聞いて手話を表出
する、「聞き取り通訳」。
課題は、クラウド上で管理。
週3回の課題をこなすことで、2日に1回、
手話に触れる時間を確保できます。
最初は恥ずかしがっていても、ビデオ撮影
にだんだん慣れてきます。



撮影中。
順番待ちの人が後ろで練習をしています。



動画を見ながら手話の練習中。
ときには和気あいあいとおしゃべりも。



■もっと深く学びたい人のために…

聴覚障害指導法

担当: 甲斐 更紗



ろう者の講師による「聴覚障害指導法」という専門科目は手話で講義が進みます。手話通訳者はつけずに学生が講師の手話をそのまま読み取り、理解します。(希望者のみ)



講義での感想・質問などは手話で。動画をクラウドに提出します。

聴覚障害教育演習 C

担当: 清水 由紀恵
(ゲスト講師、坂戸ろう学園教諭)

ろう学校幼稚部の先生をお招きして、聞こえない幼児さんのための絵本読み聞かせの知識と技能を学びます。
絵本選びのときに考えるべきことや絵と手話をうまく組み合わせる方法などの理論も交えて実践します。

絵本を出すところから物語は始まります!



お手本を見て…いざ実践!



3. 実績等

2019年度 講座・成果物等一覧

1. 講座等

2019年12月14日(土)・12月15日(日)・12月22日(日)・12月26日(木)
学術手話通訳に対応した通訳者養成研修会 開催

2020年2月15日(土)

群馬大学 手話で学ぶ公開講座「ろう者が拓く、ろう重複者支援」 開催

2020年2月16日(日)

「学術手話通訳に対応した専門支援者の養成」事業
～教育機関で求められる手話の専門性と資格制度化の可能性～ シンポジウム 開催

2. パンフレット等

2019年10月

2019年版「学術手話通訳に対応した専門支援者の養成」事業パンフレット 作成

2020年1月

2019年版「学術手話通訳に対応した専門支援者の養成」事業パンフレット 改訂版 作成

2020年2月

手話テキスト 作成

『やってみよう 日本手話① (試作版 ver.2)』

『やってみよう 日本手話② (試作版 ver.2)』

著者：下島恭子

監修：金澤貴之 中野聡子

2019年度 第14回全国手話検定試験 群馬大学合格者数

級	1年生	2年生	3年生	4年生・ 大学院・専攻	合計
準1級		2			2
2級	1	7	1	1	10
3級	1				1
4級	12				12
5級	10				10
合計	24	9	1	1	35

※再実施の受験者を除く（台風の影響による検定試験中止）